

ブロック塀等撤去事業補助制度 手続きの流れ

1 下記の書類をそろえて危機管理課に申請してください。

提出書類	① 交付申請書(1号様式)	1部
	② ブロック塀の場所が分かる地図(住宅地図、グーグルマップなど)	1部
	③ チェックリスト「ブロック塀の点検をしよう！」	1部
	④ ブロック塀の配置図	1部
	⑤ ブロック塀の平面図、断面図(高さ、延長、数量の確認できる図面)	1部
	⑥ 現状の写真(全体が見渡せるもの)	2枚程度
	⑦ 施工業者の見積書の写し ※内訳書を含む ・ブロック塀撤去工事費(内訳)が確認できる見積書を提出してください。 必要に応じて直接、施工業者の方へ連絡することがあります。	1部



2 1の提出書類の審査後、「交付決定通知書(2号様式)」を申請者の方へ郵送します。



3 「交付決定通知書」が届いてから、工事に着手してください。
(工事内容に変更が生じた場合には「変更等承認申請書(3号様式)」を提出してください。)



4 工事が完了したら、下記の書類をそろえて提出してください。

提出書類	① 実績報告書(5号様式) ※提出期限 2月末日	1部
	② 工事が完了した写真	2枚程度
	③ 施工業者の請求書又は領収書の写し	1部
	④ 産業廃棄物処分マニフェスト(E表)の写し	1部



5 実績報告書等の内容確認後、「交付確定通知書(6号様式)」を郵送します。



6 「交付確定通知書」が届いたら「請求書(7号様式)」を提出してください。



7 補助金の支払いは振込みのみとなります。
請求書の提出を受けてから概ね1ヶ月以内に振込まれますので、指定の口座に振込まれたことを確認してください。

以上ですべての手続きが完了です。

担当 蒲都市役所 危機管理課
 〒443-8601 蒲都市旭町 17-1
 電話 0533-66-1208
 FAX 0533-66-1190
 メール kikikanri@city.gamagori.lg.jp

ブロック塀等撤去事業補助制度 注意事項

《補助制度の概要》

- 蒲郡市内において、高さ60センチ以上のブロックなどの塀で、道路及び公共施設に面し、地震の揺れで倒壊する恐れがある場合に、撤去費用の一部を補助する制度です。
対象例・・・コンクリートブロック塀、石塀、レンガ塀、コンクリートパネルの塀 など

《補助金額》

- 「撤去にかかる額(税込み)」と「撤去するブロック塀の延長1m当たり1万円を乗じて得た額」のいずれか少ない額の2分の1以内で、1敷地10万円が限度額です。
- 補助金額の算定は消費税込みの金額で計算します。
- 補助金額は千円単位の金額になります。千円未満の端数は切り捨てとなります。

計算例

塀の延長 $11.5\text{m} \times 10,000\text{円} = 115,000\text{円}$

$115,000\text{円} \div 2 = 57,500\text{円}$

※千円未満は切り捨てのため補助金額は 57,000 円となります

《対象者》

- ブロック塀などを所有管理し、そのブロック塀などを撤去される方
(市外の方でもかまいませんが、撤去する塀は蒲郡市内にあるものに限り)

《注 意》

- 以下の場合は補助事業の対象となりませんので、ご注意ください。
 - ① 申請の前に塀の撤去をおこなった場合
 - ② 同じ場所に再度ブロック塀を設置する場合
古いブロック塀を撤去して、同じ場所にブロック塀を作り直したり、ブロック塀を撤去してレンガ塀へ作り直す場合は補助事業の対象になりません。
(アルミやスチールの柵、木柵、生垣で塀を作り直す場合は補助事業の対象となります。
また、柵等の基礎として地上から60センチまでをブロックで積む場合は補助事業の対象となります。ただし、作り直す塀の代金は補助金の算定には入りません。)
- 施工業者の方へ廃棄物の適切な処理と産業廃棄物処分マニフェストの作成を依頼してください。(実績報告書の提出時に必要です)
- 補助事業に関する書類は、事業完了後5年間保存してください。

《支払い方法》

- 補助金の支払い方法は振込みのみとなります。

※ 不明な点は事前にお問い合わせください。